

# JIS

## 高度道路交通システム－ 低速域周辺障害物警報（MALSO）－ 性能要件及びその試験手順

JIS D 0803 : 2012

(ISO 17386 : 2010)

(JSAE)

平成 24 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 徹 雄	東京都市大学
(委員)	荒 井 宏 昭	一般社団法人日本自動車部品工業会
	石 丸 尋 士	公益社団法人自動車技術会
	伊 藤 勝 利	社団法人全日本トラック協会
	井 上 貴 由	トヨタ自動車株式会社
	上 野 潮	自動車基準認証国際化研究センター
	大 川 善 朗	日本自動車輸入組合
	尾 崎 晴 男	東洋大学
	白 石 修 士	株式会社本田技術研究所
	関 口 久 男	社団法人日本自動車整備振興会連合会
	立 山 徳 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 谷 敏	一般社団法人日本自動車連盟
	藤 井 健	財団法人日本自動車研究所
	古 谷 博 秀	独立行政法人産業技術総合研究所
	別 所 芳 行	日産自動車株式会社
	和 辻 健 二	国土交通省

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.1.20 改正：平成 24.2.20

官 報 公 示：平成 24.2.20

原 案 作 成 者：公益社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：自動車技術専門委員会 (委員長 榎 徹雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 クラス分け	4
5 機能及び性能要件	5
5.1 システム作動	5
5.2 運転者への情報伝達手段及び情報提示方法	6
5.3 障害物検出の動的性能	8
5.4 監視範囲での検知	9
5.5 自己診断能力及び故障表示	14
5.6 トレーラ付きの作動	14
6 コンポーネントの要件及び試験	15
7 障害物検出の作動試験	15
7.1 試験対象物	15
7.2 一般的な周囲条件	16
7.3 試験手順	16
附属書 A (参考) 試験方法	18
解 説	20

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人自動車技術会（JSAE）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 0803:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 高度道路交通システム— 低速域周辺障害物警報 (MALSO)— 性能要件及びその試験手順

## Transport information and control systems— Manoeuvring Aids for Low Speed Operation (MALSO)— Performance requirements and test procedures

### 序文

この規格は、2010年に第2版として発行された **ISO 17386** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、運転者が装置に一般的に期待できる最小限度の機能要件、すなわち定義された（短い）検知距離内にある関連する障害物の存在の検出及び情報に関する要件について規定する。この規格は、故障表示だけでなく性能試験手順の最小限度の要件を規定する。この規格は、一般的な情報提供方法の規則を含むが、情報の種類及び表示システムの種類を限定するものではない。この規格は、低速域周辺障害物警報（以下、MALSOという。）システムを装着した乗用車、ピックアップトラック（貨物室の屋根がなく側板が運転台と一体になっている小型のトラック）、ライトバン（座席の後部に荷物室のある貨客兼用のパネルバン）、スポーツユーティリティビークル（オフロードで使用する特性をもつ乗用車）などの小型車両（モータサイクルを除く。）について適用する。

MALSO は測距用物体検出装置（センサ）を使用して、物体までの距離に基づく情報を運転者に提供する。センシング技術はこの規格で扱わないが、この規格で規定する性能試験手順に関係する（箇条7参照）。現在の試験対象物は、超音波センサを使用するシステムに基づいて規定されており、この規格の制定時点で最も一般的に使用されているものを反映している。将来登場する可能性がある他のセンシング技術については、この規格で取り上げている試験対象物を確認し、必要に応じて変更する。

距離測定及び警告を行わないビデオカメラによる支援のような視認性改善システムは、この規格では扱わない。さらに、大型商用車の後退時支援装置及び障害物検出装置も、この規格では扱わない。

**注記 1** 空気力学的に形状が決定された今日の車両では、リア及びフロントの視認性が限定される場合が多い。MALSO は、駐車時、狭い道などで、低速での運転状況で安全、及び運転者の操作性を改善する。運転者は視認できなくてもシステムによって検出可能な障害物との衝突を回避でき、限られた駐車スペースを効率的に使用できる。

MALSO は、低速運転時に運転者を支援する検出装置であり、非接触式のセンサを使用す